

## 愛知学院大学流通科学研究所所報『流通研究』投稿規程

### 第1条 [投稿資格]

投稿資格者は、愛知学院大学流通科学研究所所員とする。但し、編集委員会において特に投稿を認めた場合はこの限りではない。

### 第2条 [投稿原稿の内容と種類]

原稿は学術雑誌として相応しい内容で未発表のものに限る。種類は、論文、研究ノート、調査、資料、書評、翻訳等とする。

### 第3条 [審査]

原稿の受理は、編集委員会が審査し決定する。種類に関しては、編集委員会が変更を求めることもある。なお、原則として事前に所員に対して中間報告をするものとする。

### 第4条 [電子化公開の許諾]

掲載された原稿は、愛知学院大学流通科学研究所ないし国立情報学研究所が電子媒体によって複製、公開できるものとする。

### 第5条 [原稿様式]

原稿字数は、原則として邦文の場合は2万字、英文の場合は1万語(図表、脚注等を含む)までとする。但し、事前に編集委員会の了承を得た場合はこの限りではない。原稿には、種類、氏名(邦語とローマ字表記)、所属、表題(邦文と英文)を明記する。原稿様式は原則として、B5版(22字×40行×2段)に印刷したものとし、可能な限りフロッピーディスク等の記録媒体を添えて提出することとする。

### 第6条 [抜き刷り]

抜き刷りは20部までを無料として執筆者に提供する。それを超える分は実費を求めることもある。

### 第7条 [発行回数と締め切り]

発行は年1回とし、投稿を編集委員会に提出期限までに行うこととする。

### 第8条 [執筆要綱]

別紙執筆要綱に従うものとする。

### 第9条 [原稿の修正]

原則として、投稿後の原稿には修正を行わないものとする。万一止むを得ず修正を要する場合は初稿において行い、その範囲は最小限に止める。

### 第10条 [雑則]

この規定に定めるものの他に、投稿に必要な事項は編集委員会が定める。

## 附 則

この規程は、1996年7月12日から施行する。

この規程は、2003年4月1日から施行する。

---

編集委員長：城 隆

編集委員：青木 均、秋本昌士、梶浦雅巳、小見山隆行

---

